

令和6年度第1回川崎市特別職報酬等審議会 会議録

日時：令和6年10月21日（月）10時00分から12時00分まで

場所：本庁舎7階特別会議室

会議の公開又は非公開の別：公開

出席者

【審議会委員】

石川閣委員、石山一可委員、岩崎香代子委員、堤和也委員、中野英夫会長、
長谷川一雄委員、柳沢正高委員、横溝久美委員、渡部堅三委員

【市側】

福田市長、白鳥総務企画局長、小田島人事部長、伊藤労務厚生課長、中川労務厚生課課長
補佐、渡辺議会局総務部長、大磯議会局庶務課長、柴田議会局担当課長、林財政局財政課
長

傍聴人の数：0人

【人事部長】 定刻になりましたので、ただいまから第1回川崎市特別職報酬等審議会
を開会させていただきます。本日は大変お忙しい中、皆様方には御出席を賜りまして、改
めて深く感謝申し上げます。申し遅れましたが、私、人事部長の小田島と申します。よろ
しくお願いいたします。本審議会の会長が選出されるまでの間、しばらく進行役を務めさ
せていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例に基づきまして、本審議会につきまし
ても公開とさせていただきたいと存じます。また、傍聴希望者の方を事務局のほうで随時
御案内いたします。ただし、録音につきましては、川崎市審議会等の会議の公開に関する
条例施行規則の規定により行うことはできません。

それでは、早速ではございますが、皆様方のお手元に配付させていただいております会
議次第によりまして進めさせていただきたいと存じます。

それでは、まず初めに、本審議会の委員に御就任いただきます皆様方に福田市長から委
嘱状をお渡ししたいと存じます。お名前を読み上げさせていただきますので、福田市長か
ら委嘱状をお受け取りいただきたいと存じます。石山一可様。

【福田市長】 石山一可様。

川崎市特別職報酬等審議会委員を委嘱します。

令和6年10月21日 川崎市長 福田紀彦。

どうぞよろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

【人事部長】 岩崎香代子様。

【福田市長】 岩崎香代子様。どうぞよろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

【人事部長】 中野英夫様。

【福田市長】 中野英夫様。どうぞよろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

【人事部長】 横溝久美様。

【福田市長】 横溝久美様。どうぞよろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

【人事部長】 堤和也様。

【福田市長】 堤和也様。どうぞよろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

【人事部長】 長谷川一雄様。

【福田市長】 長谷川一雄様。どうぞよろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

【人事部長】 柳沢正高様。

【福田市長】 柳沢正高様。どうぞよろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

【人事部長】 渡部堅三様。

【福田市長】 渡部堅三様。どうぞよろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

【人事部長】 それでは、本審議会の委員に御就任いただきました委員の皆様方と市側の出席者を御紹介申し上げます。

初めに、委員の皆様方の御紹介を着席順にさせていただきます。

川崎商工会議所副会頭の石山一可委員でいらっしゃいます。

- 【石山委員】 よろしくお願ひします。
- 【人事部長】 川崎市地域女性連絡協議会副会長の岩崎香代子委員でいらっしやいます。
- 【岩崎委員】 お願ひいたします。
- 【人事部長】 専修大学経済学部教授の中野英夫委員でいらっしやいます。
- 【中野委員】 よろしくお願ひします。
- 【人事部長】 弁護士の横溝久美委員でいらっしやいます。
- 【横溝委員】 よろしくお願ひいたします。
- 【人事部長】 川崎信用金庫理事長の堤和也委員でいらっしやいます。
- 【堤委員】 川崎信用金庫の堤でございます。よろしくお願ひいたします。
- 【人事部長】 川崎市PTA連絡協議会副会長の長谷川一雄委員でいらっしやいます。
- 【長谷川委員】 長谷川です。よろしくお願ひいたします。
- 【人事部長】 川崎市商店街連合会会長の柳沢正高委員でいらっしやいます。
- 【柳沢委員】 どうぞよろしくお願ひします。
- 【人事部長】 川崎地域連合議長の渡部堅三委員でいらっしやいます。
- 【渡部委員】 渡部と申します。よろしくお願ひします。
- 【人事部長】 なお、本日出席予定でございます川崎市全町内会連合会常任理事の石川閣委員がまだいらっしやってないということと、あと本日、川崎市社会福祉協議会会長の浮岳堯仁委員にも御出席をいただくことになっておりましたが、欠席の連絡がございましたので、後日改めて御紹介をさせていただきたいと存じます。
- 委員の皆様方の御紹介につきましては以上でございます。
- 続きまして、市側の出席者の紹介をさせていただきます。
- 初めに、福田市長でございます。
- 【福田市長】 どうぞよろしくお願ひいたします。
- 【人事部長】 次に、白鳥総務企画局長でございます。
- 【総務企画局長】 どうぞよろしくお願ひいたします。
- 【人事部長】 次に、伊藤労務厚生課長でございます。
- 【労務厚生課長】 よろしくお願ひします。
- 【人事部長】 次に、中川労務厚生課課長補佐でございます。
- 【労務厚生課課長補佐】 よろしくお願ひいたします。
- 【人事部長】 次に、議会局、渡辺総務部長でございます。

【議会局総務部長】 よろしく願いいたします。

【人事部長】 次に、議会局、大磯庶務課長でございます。

【議会局庶務課長】 よろしく願いいたします。

【人事部長】 次に、議会局、柴田庶務課担当課長でございます。

【議会局庶務課担当課長】 よろしく願いいたします。

【人事部長】 次に、財政局、林財政課長でございます。

【財政課長】 よろしく願いします。

【人事部長】 最後に、改めまして、私、人事部長の小田島でございます。よろしく願いいたします。

それでは、まず議事に入ります前に、本審議会の会長の選出を行いたいと思います。なお、審議会条例の規定によりまして、会長につきましては、委員の皆様方の中から互選により選任していただくことになっております。会長の選任に当たりまして、委員の皆様方から御意見をいただきたいと思いますと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【人事部長】 では、御推薦される方とかいらっしゃれば挙手をお願いしたいんですが。横溝委員、お願いいたします。

【横溝委員】 中野英夫委員にお願いするのがよいかと思われませんが、いかがでしょうか。

【人事部長】 ただいま横溝委員から、中野委員に会長をお願いしたいというお話がございましたけれども、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【人事部長】 ありがとうございます。それでは、本審議会の会長につきましては中野委員をお願いしたいと存じます。中野委員、どうぞよろしくお願いいたします。

【中野会長】 どうぞよろしくお願いします。

【人事部長】 次に、審議会条例の規定によりまして、福田市長から本審議会の諮問書の中野会長へお渡ししたいと存じます。中野会長は前にお進みいただきたいと存じます。

【福田市長】 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例第2条に規定する川崎市議会議員の議員報酬の額並びに、川崎市特別職員給与条例第4条に規定する市長及び副市長の給与の額について、川崎市特別職報酬審議会条例第2条の規定に基づき諮問いたします。

令和6年10月21日 川崎市長 福田紀彦。どうぞよろしく願いいたします。

(諮問書手交)

【中野会長】 どうもありがとうございます。

【人事部長】 引き続きまして、福田市長から本審議会の開催に当たりましての御挨拶をお願いいたします。

【福田市長】 皆さん、改めましておはようございます。川崎市を各界代表する皆様に、特別職の報酬審議会等の委員に御快諾いただきまして、誠にありがとうございました。また、中野会長におかれましては、大変お忙しい中、会長を引き受けていただき本当にありがとうございます。

今、国政選挙の真っ最中で、どうやって賃上げをしていくかという議論はされておりますけれども、先日、人事委員会から一般職の勧告をいただきまして、何と30年ぶりの大幅なアップの改定ということで、デフレの期間が長かったものですから、上げることに私たちが全く慣れていない。一般職の影響額だけでも33億という影響額で、その額を聞いただけで私、言葉を選ばずに言いますと、ビビったというか、そんなに影響額があるのかと。景気の影響が税収に跳ね返ってくるのが少し遅れて来るものですから、そういうことなんですけれども、各企業の皆さんも、やはりベースアップとかしていくのはやや勇気の要ることだと思いますが、それを好循環に変えていかなくちゃいけないというのは誰もが言っていることでありますので、そこはしっかりと見ていかなくちゃいけないんだろうなと思っています。

本市の財政状況、御案内のとおりでありますけれども、2年連続で過去最高の税収とはなっていますが、一方で、ふるさと納税の影響額も過去最高額という形で非常に深刻な状況になっています。そういったところで、一般職と私たち特別職、状況は異なりますので、そこはしっかりフラットに見ていただいて、どうあるべきなのかということをそれぞれの専門的な見地から、そしてやはり市民感情というか、ここに集まっていらっしゃる皆さんは市民を代表される皆さんだと思っていますので、私含めて、副市長、特別職、議員の皆さんの報酬になりますので、その辺りは市民の皆さんの感覚も非常にビビッドだとは思っていますので、その辺りを踏まえて御審議いただければと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

【人事部長】 市長、ありがとうございました。大変申し訳ございませんが、石川様からただいま到着されましたので、市長から委嘱状をよろしく願いしたいと思っています。

【福田市長】 石川閣様。どうぞよろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

【人事部長】 では、ここで石川閣委員の御紹介をさせていただきたいと思います。川崎市全町内会連合会常任理事の石川閣委員でございます。よろしくお願いいたします。

【石川委員】 よろしくお願ひします。申し訳ありません、遅れました。

【人事部長】 福田市長につきましては、この後、他の公務の予定がございますので、ここで退席をさせていただきます。

【福田市長】 どうぞよろしくお願いいたします。

(福田市長退席)

【人事部長】 それでは、中野会長、席の移動をお願いいたします。

それでは、ただいまから本審議会の進行につきましては中野会長にお願いしたいと存じます。それでは、中野会長、よろしくお願いいたします。

【中野会長】 ただいま、本審議会の会長に御指名をいただきました中野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様の御協力を得ながら、円滑な会議を進めてまいりたいと思います。

それでは、早速でございますが、審議を始めるに当たりまして、事務局から留意事項等ございましたらよろしくお願いいたします。

【労務厚生課長】 審議に先立ちまして、決定をお願いしたい事項がございます。まず、審議会条例の規定によりまして、あらかじめ会長の職務を代理する委員を指定することになってございますので、職務代理者の指名をお願いしたいと存じます。

次に、本審議会を公開するについての決定をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【中野会長】 それでは、本審議会の会長職務代理者につきまして、私から指名をさせていただきたいと存じます。本審議会の会長職務代理者には、前回もそうなんですけど、弁護士として高い識見をお持ちでおられる横溝委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、横溝委員、一言御挨拶をよろしくお願いいたします。

【横溝委員】 よろしくお願ひいたします。円滑に進みますよう補佐をしたいと思ひます。

【中野会長】 ありがとうございます。さて、本審議会については公開となっております。

ますので、会議録についてはどのような取扱いになりますでしょうか。事務局から説明をお願いします。

【労務厚生課長】 条例の規定によりまして、審議会等の会議について会議録を作成しなければならないこととなっておりますので、本審議会についても会議録の作成を行います。会議録における発言者名につきましては、会議を公開した場合には、発言者及び発言内容が既に傍聴者に公開されているものでございまして、会議録につきましても、発言者名について明記することが原則となっております。したがって、本審議会の会議録につきましても、発言者名を明記した形式で作成させていただきたいと存じます。

なお、会議録の公開に当たりましては、事前に委員の皆様には内容の確認をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【中野会長】 審議会の会議録については、発言者名を明記するという形式で作成することが必要ということですので、本審議会の会議録につきましてもそのような取扱いをさせていただきたいと思えます。

それでは、ただいまから審議に入りたいと思えます。

まず初めに、審議会のスケジュールなどを含めまして、事務局から資料の説明を受けたいと思えます。なお、説明の途中で御意見や御質問などが出てくるかと思えますが、一通り事務局から説明を受けた後で一括して御意見を受けたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料の説明をお願いします。

【労務厚生課長】 それでは、説明の前に、本日は皆様方のお手元に配付させていただいております資料の確認をさせていただきたいと存じます。まず、会議次第、座席表、開催スケジュールでございます。次に、川崎市特別職報酬等審議会資料1でございまして、この資料は事前に送付させていただいたものと同様のものとなっております。

配付させていただいております資料は以上でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、初めに本審議会の開催スケジュールなどにつきまして御説明を申し上げますので、資料の「川崎市特別職報酬等審議会開催スケジュール（予定）」と表題のあるものを御覧いただきたいと思います。

市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額につきましては条例で定められておりますので、本審議会から今後改定の答申がなされ、改定を行う場合には、改正条例案を令和7年2月に開催される第1回川崎市議会定例会に提出する必要があります。

事務局といたしましては、資料にあるとおり、本日を含めまして合計3回の審議会を開催し、本審議会からの答申をいただければと思っております。

本日はこれより資料の説明をさせていただき、その後、委員の皆様に御審議をお願いしたいと考えております。本日の終了予定時刻につきましては、12時頃を予定しております。

スケジュールなどについては以上でございます。

続きまして、川崎市特別職報酬等審議会資料1に基づきながら、しばらくの間、特別職の報酬等に関連がございます事項につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、資料の1ページ目を御覧ください。こちらは、今年度の本審議会の委員の名簿となっております。条例の定数の規定に基づきまして、10名の皆様に構成しております。

次に、2ページでございます。こちらは、本審議会の設置根拠になります川崎市特別職報酬等審議会条例でございます。第2条に「意見の聴取」という規定がございまして、第1項では、報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするとき、また、第2項では、報酬等の額が改定された日から2年を経過したときについて審議会の意見を聴くことと定めております。

次に、3ページでございます。こちらは議員の報酬の額を定めております川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償の額並びにその支給条例でございます。第2条の第1号から第3号までに、議長、副議長、議員の報酬の額をそれぞれ月額で定めてございます。

次に、4ページでございます。こちらは、市長及び副市長の給料の額を定めております川崎市特別職員給与条例でございます。第4条第1号及び第2号に、市長及び副市長の給料の額をそれぞれ月額で定めてございます。

次に、5ページでございます。こちらは一般職と特別職の給与の性質について記載しております。一般職の給与が、生計費や民間賃金との均衡を考慮して決定しているのに対し、特別職の報酬や給与については、生活的な要素を考慮せず、その職務の特殊性に応じ、当該職務に対する対価であるとされております。

次に、6ページでございます。こちらは、本市の特別職の報酬等について一覧形式でまとめたものでございます。太枠で囲った部分が、先ほど御覧いただきました条例で定められている報酬額でございまして、先ほど市長から答申がございましたとおり、本審議会で

はこの部分について御意見を伺うこととしております。現行の特別職の報酬等の額につきましては、議長が月額１０３万円、副議長が９２万円、議員が８３万円、市長が１２０万円、副市長が９５万円となっております。

次に、７ページでございます。こちらは、本審議会の過去の開催状況に関する資料でございます。平成１８年から２年に一度の開催をしており、答申内容といたしましては、他都市の状況や一般職の給与改定状況、特別職の職務・職責等を考慮して改定見送り、据置きという内容がここ最近では多い状況となっております。

次に、８ページでございます。こちらは、これまでの本市の特別職の報酬等の額の改定の経過でございます。本市特別職の報酬等については、これまで１万円単位で設定しているところございまして、議長、副議長、議員については平成１９年４月が直近の改定でございまして、この金額が現在まで引き続き適用されております。市長、副市長については平成２９年４月が直近の改定でございまして、この金額が現在まで引き続き適用されております。なお、市長、副市長の平成２９年４月の改定につきましては、全国的な給与制度の総合的な見直しを踏まえまして、一般職と同様に、地域手当の率を引き上げ、給料月額を引き下げるという改定を行ったものでございまして、この際に基本的な考え方として、全体の水準としては据置きとの考え方でございましたので、結果として議員と同様に、平成１９年４月以降は据置きの状況ということで御理解いただければと存じます。

次に、９ページ及び１０ページでございます。こちらは、これまでの答申結果等をお示ししたものでございます。最近の答申状況といたしましては、平成２０年以降、据置きの御意見をいただいているところでございます。

次に、１１ページでございます。ここから１５ページまでは、それぞれの特別職の報酬額について他都市と比較しているものでございます。資料の１１ページは議長でございまして、上段のグラフの報酬の額でございますが、指定都市の中で１０番目の水準に位置しているところでございます。

次に、下段のグラフでございますが、こちらは報酬と期末手当を合計した年額のグラフになっておりますが、こちらにつきましても同様に１０番目の水準となっております。

次に、１２ページでございます。こちらは副議長の状況でございまして、上段の報酬月額は１０番目の水準、下段の年額も同じく１０番目の水準となっております。

次に、１３ページでございます。こちらは議員の状況でございまして、上段の報酬月額は１１番目の水準、下段の年額も同じく１１番目の水準となっております。

次に、14ページでございます。こちらは市長の給料等の状況でございまして、上段の給料月額につきましては、指定都市の比較におきましては上から15番目の水準に位置しているところでございます。次に、中段は、給料月額と地域手当を合わせた月額合計でございしますが、上から8番目の水準に位置しているところでございます。次に下段、こちらは期末手当を合わせた年額合計でございしますが、9番目となっております。

次に、15ページでございますが、こちらは副市長の状況でございまして、上段の月額給料は上から14番目の水準、中段の地域手当を合わせた月額は7番目の水準、下段の年額は10番目の水準に位置しているところでございます。

次に、16ページを御覧ください。ここから18ページまでは、大都市の人口規模、財政規模の比較に関する資料でございまして、16ページは人口の状況でございまして、令和5年10月時点におきまして、本市人口は15万4,604人で、指定都市の比較におきましては6番目となっております。なお、直近の10月1日時点では15万5,178人となっており、引き続き増加しているところでございます。

次に、17ページでございます。こちらは財政規模に関する資料でございしますが、上段が令和5年度一般会計歳出当初予算額でございまして、本市につきましては約8,672億円で指定都市で8番目、下段が市税収入額でございまして、本市につきましては約3,781億円で4番目となっております。

次に、18ページでございますが、こちらは1人当たりの市民所得の比較に関する資料でございまして、1人当たりの市民所得とは、市民所得を市内の総人口で単純に割ったものでございまして、経済的豊かさを表す指標として用いられているものでございます。ここで言う市民所得とは、1年間の間に市内居住者の生産活動により新たに生み出された価値のことでございまして、企業の利潤である企業所得や利子、配当といった財産所得も含まれておりますので、就業者の給与水準を表すものではなく、企業の利潤なども含む市の経済全体の水準を表すものでございます。本市における1人当たりの市民所得は35万3,100円で、指定都市では3番目となっております。なお、参考として、本市を100とした場合の指数を記載しておりますので御確認願います。

次に、19ページと20ページでございます。こちらは、国会議員や内閣総理大臣などの国の状況に関する資料でございます。19ページは月額で、議員が21万7,000円、副議長が15万8,400円、議員が12万9,400円、内閣総理大臣が24万1,900円、国務大臣が17万6,400円などとなっております。右の表で本市特別職

の月額を記載させていただいております。20ページは、これの年額の状況でございますので御参照いただければと思います。

次に、21ページ、22ページでございます。こちらは、民間企業における規模別、役職別の役員の平均年収の資料でございます。21ページは月額の平均報酬で、22ページが年額の平均報酬でございますので、参考として御確認いただければと存じます。

次に、23ページでございます。このページの上段は、一般職の給与改定率の推移を記載しております。国家公務員と本市一般職職員の給与改定について、改定率と平成19年4月の水準を100とした場合の各都市の給与水準を指数としてお示ししております。また、本市一般職員のうち、特別職に最も近い局長級である行政職給料表（1）の8級の給与改定率等についても併せて記載しております。なお、右端の令和6年の列につきましては「次回報告」としてありますが、今月7日に本市人事委員会から給与の勧告があり、これを踏まえた関係条例案を次の議会に提出する予定でございます。給与改定の結果については、次回の審議会で資料としてお示しさせていただければと存じます。

また、この表の国の平成27年のマイナス2%の改定、それと、本市の平成28年のマイナス3.74%の改定につきましては、給与制度の総合的見直しといたしまして、地域手当を引き上げ、給料月額を引き下げる改定を行っておりまして、参考までに記載はしてございますが、給料月額と地域手当の配分変更であることから、指数の算定に当たっては除いております。指数につきましては、特別職の報酬等の額が現在の額となりました平成19年4月の水準を100といたしますと、本市一般職につきましては、直近の改定である令和5年4月の時点では101.66となっており、局長級につきましては99.48となるとところでございます。

また、このページの下段の表を御覧ください。こちらは、特別職の報酬等月額と一般職・局長級の給与改定指数を反映した額との比較でございます。特別職の報酬の額が現在の額となった平成19年4月以降、本市一般職員の給与改定率の推移を当てはめて、現時点の特別職の報酬月額と比較したものでございます。左から3番目の列については、一般職の給与改定指数101.66を当てはめた金額でございます。また、その隣、右側の2列、青い部分については、局長級の改定指数99.48を当てはめた金額でございます。市長については119万3,760円となり、差額がマイナス6,240円、副市長は94万5,060円で差額がマイナス4,940円、議長は102万4,644円で差額がマイナス5,356円、副議長は91万5,216円で差額がマイナス4,784円、議員は82万5,

684円で差額がマイナス4,316円となります。特別職の報酬等につきましては、先ほども申しましたとおり、これまで1万円単位で設定されているところでございまして、この表のとおり、局長級の改定指数を当てはめた場合に、差額がいまだマイナスで1万円以下となっており、このことも踏まえまして、報酬が据え置かれてきた経緯がございます。

次に、24ページでございます。こちらは、人事院及び本市人事委員会が公表している平均給与額の推移をお示ししたものでございます。下段の一番右、令和6年4月の本市の一般職員につきましては、平均給与額は41万5,973円、平均年齢は42.2歳となっております。

次に、25ページでございます。こちらは、今年の国の人事院の勧告のポイントでございます。民間給与との較差2.76%を埋めるため、若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳代前半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に引き上げるものでございます。具体的には、下線部のとおり、民間企業における初任給の動向等を踏まえまして、大卒一般職の初任給を2万3,800円、高卒の初任給を2万1,400円引き上げた上で、全ての職員を対象に引上げを行うものです。

次に、26ページでございます。こちらは、今年の本市の人事委員会の勧告の概要でございます。民間給与との較差2.67%を解消するため、給料月額を引き上げる勧告がなされたところでございます。具体的には27ページを御覧いただきまして、職員の初任給については、国との均衡を勘案いたしまして、大卒初任給を2万100円、高卒初任給を1万9,300円引き上げた上で、若年層に重点を置きつつ、中堅以上の職員の処遇改善の観点から、全ての級号給において引き上げるというものでございます。

次に、少し飛びますが、30ページを御覧ください。こちらは、消費者物価指数の推移でございます。平成19年の水準を100とした場合のそれぞれの年の水準を指数でお示ししてございます。3段目の一番右の列にございますとおり、令和6年の状況は、本市については103.1、全国については103.4となっております。

次に、31ページでございます。ここから37ページにかけまして、本市の財政状況についての資料でございます。

まず、31ページにつきましては一般会計歳入決算の状況でございまして、上段はその推移を、下段は主な歳入の概要をお示ししております。令和5年度の一般会計歳入決算額は約8,632億円となっております。なお、令和2年度は特別定額給付金給付事業のため、歳入額が大幅に増加しております。

次に、３２ページでございます。こちらは、ふるさと納税による減収額の推移でございます。ふるさと納税の影響により、市税等の減収額は年々拡大しております。令和５年度は１２３億円となり、過去最大の減収額となりました。

次に、３３ページでございます。こちらは市債に関する資料でございます、上段が市債発行額及び年度末現在高の推移、下段が市民１人当たりの市債残高の推移でございます。市債の発行額は約７４７億円で、前年度と比較して約１３２億円の増となっております。令和５年度末における市債現在残高は約１兆９３２億円となっております。

次に、３４ページ、３５ページでございます。こちらは、一般会計歳出決算の状況でございます、３４ページはその推移をお示ししております。令和５年度の一般会計歳出決算額は約８，５２６億円となりました。なお、令和２年度については、歳入と同様に特別定額給付金給付事業のため歳出が大幅に増額となっております。

次に、３５ページでございます。こちらは、上段が性質別歳出決算の状況を、下段が人件費の決算額の推移と扶助費の決算額の推移をお示したものでございます。性質別の構成比では、義務的経費は６．１ポイント増の６０．７％、投資的経費は１．７ポイント増の１３．９％、その他経費は７．８ポイント減の２５．４％となっております。なお、左下の人件費の決算額の推移のグラフについて、平成２９年度が大幅に増加しているものは、県費負担教職員の市費移管に伴うものでございます。

次に、３６ページでございます。こちらは減債基金の状況でございます、グラフは各年度の取崩し額と積立額、残高をお示ししております。線グラフについては残高でございます、令和５年度末の残高は２，９１９億７，９００万円となっております。

次に、３７ページでございます。こちらは健全化指標の状況でございます、健全化判断比率の状況をお示ししております。法律に基づく財政の健全性を判断するため、４つの指標を公表することが義務づけられているところでございますが、令和５年度の決算における本市の算定結果は、これまでに引き続き、どの指標においても早期健全化基準等を下回っているものでございます。

私の説明は以上でございます。

続きまして、資料の３８ページ以降は議会の議員に関する資料でございますので、こちらについては議会局の柴田担当課長から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

【議会局庶務課担当課長】 それでは、引き続き議会議員に関する資料につきまして御

説明をさせていただきますので、資料３８ページをお開きいただき、左の表を御覧ください。政令指定都市における議員定数の状況でございます。本市の議員定数につきましては、平成１４年に行財政改革や本市を取り巻く社会情勢等を注視する中で、それまでの６４から１人減の６３とし、さらに、平成２３年に６３から３人減の６０へと条例を改正して現在に至っております。現在の川崎市の議員定数は、政令市２０都市の中ではさいたま市と並び上位から８番目となっておりますが、人口が１５５万人余りの川崎市と人口規模に近い都市と比較いたしますと、京都市は人口約１４３万人で議員定数が６７人、神戸市は人口約１４９万人で議員定数が６５人、福岡市は人口約１６５万人で議員定数が６２人となっております。なお、御参考までに、政令指定都市のほか、神奈川県及び東京都の状況を掲載してございますので、併せて御確認いただければと存じます。

続きまして、同じ３８ページの右側の表を御覧ください。川崎市議会本会議及び委員会等開催日数の状況でございます。

まず、市議会としての最終意思決定を行う場であります本会議の開催日数ですが、令和５年は年間で２８日となっております。

次に、常任委員会でございます。本市では、市の執行機関の所管局別に、総務委員会、文教委員会、健康福祉委員会、まちづくり委員会、環境委員会の５つの常任委員会を設けまして、定例会等の会期中に本会議から付託された議案等の専門的な審議を行うほか、議会の閉会中にも、所管局の事務事業や請願、陳情などの継続審査または調査を行うため委員会を開催し、審議を行っております。

各委員会の開催状況でございますが、令和５年に当たっては、総務委員会が３３日、文教委員会が３１日、健康福祉委員会が２８日、まちづくり委員会が２７日、環境委員会が２５日開催されておまして、平均いたしますと年に２８．８回の開催となっております。また、予算議案や決算議案など特定の問題を審議するために開かれる特別委員会が２０日、議会運営委員会、団長会議等のその他の会議が４７日開催されております。会議の中には同日に開催されているものもございますが、これらを単純に合計いたしますと、令和５年の合計開催日数は１２３．８日となるところでございます。

次に、３９ページをお開きください。平成３１年、令和元年から令和５年までの常任委員会開催日数の状況ございまして、前のページでお示した各常任委員会の開催日数を月別にお示ししております。この中で、平成３１年及び令和５年４月は委員会が一度も開催されておませんが、こちらは４年に一度の市議会議員選挙が行われた月であるため

ございます。また、9月における委員会の開催日数が他の月に比較して減少しておりますが、平成26年に決算審査を中心とする定例会におきまして、決算議案については各常任委員会を単位とする分科会方式により審査を行うこととなったため、定例会中の常任委員会の開催時期が10月に変更となったことによるものでございます。全体といたしましては、定例会等の会期中に限らず、年間を通して委員会が開催されております。

次に、40ページに参りまして、左の表を御覧ください。平成31年、令和元年から令和5年までの5年間ににおける年ごとの川崎市議会の会期及び本会議の日数の状況でございます。38ページで御説明いたしました本会議の日数を会期別にお示ししたものでございます。令和5年は4回の定例会と1回の臨時会が開催され、会期日数はトータルで124日間、会期中に開催された本会議は計28日となっております。平成31年及び令和5年は議員の改選期のため、改選後に臨時会を開催しておりますので、他の年よりも開催回数が多くなっています。また、令和2年は新型コロナウイルス対策等に関連する補正予算の審議などのための臨時会を開催したため、開催日数が多くなっているものでございます。

次に、同じ40ページの右の表を御覧ください。平成31年、令和元年から令和5年までの5年間ににおける年ごとの請願、陳情の件数の状況でございます。いずれも受理した件数を示しておりまして、令和5年は請願16件、陳情55件、合計71件となっております。

次に、41ページを御覧ください。各政令指定都市における本会議、常任委員会開催日数の状況でございます。令和4年と令和5年の2か年につきまして、本会議の開催日数と開催時間、常任委員会の開催延べ日数と平均開催日数を調査したものでございます。直近の令和5年実績を御覧いただきますと、本市の本会議開催日数は28日、時間は136時間57分となっております。他の政令市と比較いたしますと、開催日数は熊本市と並び20都市中の8番目ですが、会議時間は20政令市中最も長く、本会議開催時間を開催日数で除した1日当たりの会議時間は約4時間53分となり、こちらも20政令指定都市中最も長くなっております。

次に、常任委員会でございます。先ほど御説明いたしましたとおり、川崎市には常任委員会が5つございますが、令和5年実績を御覧いただきますと、延べの開催日数は144日、1委員会当たりの平均開催日数は29日となっております。いずれも20都市中、名古屋市に次いで2番目に多い日数となっておりますが、本市において常任委員会の開催が多い理由といたしましては、おおむね2点ございます。1つは、定例会を開催していない

期間、議会の閉会中でございますが、他都市では常任委員会が開催されるのは極めてまれでありますけれども、本市では原則として毎週木曜日、予備日として金曜日に開催をしていることがございます。2つ目といたしまして、市民から要望の趣旨について賛同する議員の署名が必要な請願のみならず、議員の署名を必要としない陳情につきましても、原則として常任委員会で審査していることが理由として挙げられます。これらは、本市議会の運営上の特徴でございます。

次に、42ページを御覧ください。定例会の平均会期日数・平均本会議日数について、通年議会を採用している57市を除いた全国758市を人口規模ごとに分けて比較した直近の令和4年の調査結果でございます。会期日数、本会議日数ともに川崎市は全国平均を大きく上回っております。

次に、43ページを御覧ください。直近2回分の定例会の会期日程でございます。ここでは、この会期日程表により、定例会での実際の議員の活動について御説明いたしたいと存じます。それでは、会期日程に沿いまして御説明いたしますので、左側の令和6年第2回定例会の表を御覧ください。この第2回定例会は、5月31日を会期の初日とし、閉会は6月25日の26日間で行いました。5月31日、第1日目の本会議でございますが、この日に市長や各局長から当初議案の提案説明などが行われ、その後、6月5日が代表質問の通告締切日となっておりますので、各会派は質問作成のため、その間、ほぼ毎日議員団会議を開催し、検討、協議を行っております。

中段の6月11日と12日の本会議では、議案及び市政一般に関し各会派からの代表質問を行うとともに、議案や請願、陳情につきまして常任委員会へ審査を送る手続の付託を行っております。13日と14日には常任委員会を開催し、本会議から付託された議案等の審査を行い、各委員会としての審査結果が取りまとめられております。19日の本会議では、常任委員会での審査結果が委員長から報告され、続いて会派から賛成か反対かの討論が行われた後に、議案等の採決などが行われています。翌20日からの本会議では、議員個人が市政一般について質問をする一般質問が行われております。この一般質問は6月と12月の定例会で実施することとされており、4日間で55人程度、ほぼ全員の議員が1人30分程度の質問を行っております。

このほか、本会議等の日程、運営などを協議する議会運営委員会を6月5日及び18日の2日間、議案や請願、陳情の常任委員会への付託について協議する正副委員長会議を6月12日と25日に開催いたしました。

次に、右の表は決算審査を中心とする第3回定例会でございまして、通常の一般議案とは別に決算に関する議案を審査するため、議員選出の監査委員2名を除く全議員が委員となる決算審査特別委員会を設置して、分科会審査も含め、8日間にわたる審査を行いました。この決算審査における分科会方式は、平成23年に議会運営委員会の下に設置された議会運営検討協議会において検討の結果、全局分の決算議案を一括して審議していたこれまでの方式を改め、各常任委員会を単位とする分科会で、より専門的できめ細かい審議を行うために平成26年から導入されたものでございます。

これにより、決算審査特別委員会の開催日数が5日から8日に増加するとともに、9月議会の会期自体が、それまでの約30日間から40日間を超える期間になっております。会期は9月2日から10月11日までの40日間でございます。会期日程表に記載されておりますとおり、6日間の本会議と2日間の常任委員会を開催したほか、本会議等の日程、運営などを協議する議会運営委員会を、9月3日、5日、10月3日及び10月10日の4日間開催しております。また、議案や請願、陳情の常任委員会への付託について協議する正副委員長会議を9月12日と10月11日に開催いたしました。

なお、この定例会では、市及び各区選挙管理委員と補充員の選挙について、推薦予定者が急逝されたこと等に伴い、定例会の日程変更がされております。

議会活動に関する資料の説明は以上でございますが、会議の開催日数や時間など、資料としてお示しすることができるもの以外にも、本会議での採決に至るまでの会派内での検討や協議、各議員が一般質問を行うに当たっての事案の調査研究、現地視察の実施や市民意見の聴取など、数値として表すことのできない幅広い活動が行われているところでございます。

次に、44ページに参考として添付をさせていただきました費用弁償について及び政務活動費の概要についての資料を御覧ください。この資料は、報酬以外に地方自治法で支給が認められております費用弁償と政務活動費について説明したものでございます。

まず、費用弁償についてですが、費用弁償とは、議員が議会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び川崎市議会会議規則の規定により設けられた協議等の場に出席したときに支給されるものでございまして、平成19年に条例を改正し、それまで月額7,000円の定額支給であったものを、議員の自宅から議場まで電車やバスを利用した最も合理的な経路に基づいた交通費実費相当分を支給することへと改めております。

次に、政務活動費の概要を御覧ください。政務活動費は、会派及び議員の調査研究その

他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的とした経費でございます。本市議会の制度の変遷といたしましては、平成19年5月に、1件5万円以上の領収書を収支報告書に添付するよう義務づけの規定をし、翌年の平成20年4月からは、支出した全ての額の領収書を収支報告書に添付するよう改正いたしました。その後、政務調査費を政務活動費に名称変更する等の地方自治法の一部改正を受けまして、平成25年3月に条例改正を行っております。

次に、交付額でございますが、議員1人当たり月額45万円となっております。これは、平成13年度の制度化以降、現在に至るまで同額となっております。

右側に参りまして、(3)支出の基準でございますが、政務活動費を充てることのできる経費の範囲は条例第10条別表に規定されており、その内容は表に記載のとおりでございます。さらに本市議会では政務活動費の運用指針を策定して、支出の具体的な基準を設け、透明性の確保に努め、適正な支出の執行を行っているところでございます。議員は行政の施策をチェックし、また、市長提出議案等に対して、修正を含めた対案を提示するに当たって、自治体の長のような予算や職員体制を持っておりませんので、これらに必要な経費を政務活動費として支給しているとお考えいただければと存じます。

次に、(4)の収支報告書の提出についてですが、会派及び議員は、収支報告書の支出に係る領収書等の写しを添えて、翌年度の4月30日までに議長宛て提出し、6月30日から一般の閲覧に供しております。なお、令和元年度5月以降の支出を対象として、令和2年6月末から収支報告書を市議会ホームページ上に公開しております。また、次の45ページには政務活動費の交付状況について添付をしておりますので、後ほど御参照願います。

最後に、46ページを御覧ください。川崎市議会における近時の取組を説明した資料でございます。

初めに、タブレット端末を活用した文書共有システムの導入でございますが、こちらは膨大な量の紙資料をペーパーレス化することにより、情報へのアクセスを向上することを主な目的とし、実証実験の実施や議員をメンバーとする検討プロジェクトを設置して協議、検討を進めまして、平成30年9月からは常任委員会等の委員会室における会議資料のペーパーレス化の本格運用、平成31年2月からは、市長事務局等執行機関からの情報提供資料のペーパーレス化の本格運用、さらに令和4年2月の令和4年第2回定例会からは、本会議等の議場における会議資料のペーパーレス化の本格運用を開始したところでございます。

次に、オンライン会議の導入でございますが、こちらは新型コロナウイルス感染症の蔓延防止措置等の観点から、会議の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、オンライン会議を用いた委員会を開催しても差し支えないとする見解が総務省通知により示されましたことから、委員をメンバーとする検討プロジェクトにより協議、検討を進めまして、令和4年第2回定例会において関係する条例の改正を行い、令和4年4月からオンラインによる方式を活用して常任委員会等を開催できるようにしたものでございます。こちらにつきましては、試行実施を経て、令和4年8月から本格運用を開始したところでございますが、これまで15回、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会等で活用されております。また、本年10月から、オンライン会議のさらなる活用や開催要件の拡大等に関し検討、協議を開始しております。

次に、電子採決システムの導入でございますが、こちらは新庁舎移転に伴い、議場に電子採決システムを導入し、12月議会から運用を開始しております。従来は議案等の賛否を諮る際には、起立採決により起立者の多寡を認定し、可否の結果を判断しておりましたが、電子採決システムの導入により、議案名、出席者数、賛否数、議員の賛否状況を視覚的に確認することが可能となっております。

川崎市特別職報酬等審議会資料1の説明は以上でございます。

【中野会長】 ありがとうございます。会議も1時間経過しておりますので、ここで一旦5分程度休憩したいと思います。私の時計で10時57分ですので、11時2分まで休憩を取りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(休 憩)

【中野会長】 それでは、時間となりましたので審議会を再開したいと思います。

まず初めに、事務局より説明がございました資料の内容等について御質問、御意見、御要望等がございましたらお受けしたいと思いますので、いかがでしょうか。御質問等ございましたら挙手をお願いします。

どうぞ。

【渡部委員】 川崎地域連合の渡部と申します。御説明ありがとうございました。23ページ目の局長級の給与改定の指数がマイナスになっているんですが、これは過去の経過を見てもずっと低いんですけど、これは人事院勧告も踏まえて、若年層というか、若い方に配分を厚くしろと、こういう考え方に基づいて局長の指数が低いのかどうか、質問です。

【労務厚生課長】 お答えさせていただきます。ありがとうございました。まさにおつ

しゃったとおり、ここ2年、プラスの改定がございました。人事委員会の勧告において、給料表も勧告されるんですけども、民間との較差の配分の話になってくると思うんですが、この間、やはり人材の確保ということで、民間の初任給も大幅に上がっているのも、民間との較差を、初任給層ですね、職員給に多く割り振っているのも、管理職、特に局長級に関しては原資が回ってこないといえますか、改定は据え置かれてきているという、あまり上がっていないという状況でございます。

【渡部委員】 ありがとうございます。

【中野会長】 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。23ページが一番重要な表だと思うんですよね。

じゃ、私から質問なんですけれども、23ページの、もし仮に今回改定するとなると、例えば、議員さんが84万円になるということですよ、プラス改定になると。そうすると、何%ぐらいになるんですかね、どれぐらいの改定になる。

【労務厚生課長】 今回の人事委員会の勧告を踏まえた形ということでよろしいでしょうか。

【中野会長】 いや、踏まえないですね。単純計算で84万円を83で割ればいいんだけど。

【労務厚生課長】 今計算しているので少しお待ちください。

【中野会長】 はい。この改定というのは、5人、特別職全て一律というわけではなくて、一部の職だけを引き上げるというのもあるんですか。

【労務厚生課長】 これまでの改定の中では、一部の、例えば市長のみとかという形の経過はございませんので、上げるときには、特別職の市長、副市長及び議長、副議長、議員という形で上がってきた経緯はございます。

【中野会長】 それは何か決まり、内規みたいに。

【労務厚生課長】 特に明文化されているものはないんですけども、結果としてそういう形になっているというところでございます。

【中野会長】 ありがとうございます。どなたか。

【渡部委員】 もう一つ教えていただいてもよろしいですか。川崎地域連合の渡部です。45ページ目の政務活動費の交付状況で、剰余金、返還額というのが3,000万ちょっとありますが、これは個人が要りませんと、こういうことなのか、会派として要らないということなのかです。これ、公表できるものであれば教えていただきたい。こんな奇々な方

がいらっしゃるんですね。

【議会局庶務課担当課長】 お答えいたします。政務活動費につきましては、1年間支出してきたものにつきまして、4月末に議長宛て報告をいたしまして、それを6月末日付で公開しておりまして、支給自体が会派支給のものと、議員個人への支給のものがございます。今、川崎市議会では5会派ございますが、自民党と維新の会につきましては、議員個人といいますか、会派に5万円、議員に40万円という方式を取っておりまして、それ以外の3会派につきましては、会派の人数掛ける45万円という支給をしております。

先ほど御質問にございました剰余金についてでございますが、年間の支給の中でお使いにならなかったものにつきましては、最終的な4月末の報告の際に返還をしていただくことになっておりまして、それで返ってきたものがこちらで現れております剰余金になっております。

以上でございます。

【渡部委員】 ありがとうございます。まさに本当に余った剰余金ということなんですね。

【議会局庶務課担当課長】 おっしゃるとおりでございます。

【渡部委員】 事前に断っているわけじゃないと。

【議会局庶務課担当課長】 はい。使わなかったお金でございます。

【渡部委員】 ありがとうございます。失礼しました。

【労務厚生課長】 すみません。先ほど、中野会長から御質問がございました議員の83万円の報償を84万円に上げた場合の改定率ですけれども、こちら、1.2%になります。よろしくお願いいたします。

【中野会長】 一般職員の給与改定は101.66%ですね。

【労務厚生課長】 はい。

【中野会長】 議員の84万3,778円は、83万に1.0166%を掛けたものと。

【労務厚生課長】 そういうことでございます。

【中野会長】 あれ、おかしいな。

【労務厚生課長】 先ほどの1.2%は、単純に83万円を84万円に上げる場合の改定率を計算した場合です。

【中野会長】 一般職員の給与改定率はまた別の数字になるんだったっけ。

【労務厚生課長】 ここについては、もともとの現在の報酬額に101.66%を掛けた場

合の数字が下の表の３番目のところ、(B)のところの額は。

【中野会長】 そうか、１．２％ですね。そうですね。こっちは１．６％ですね。１．６％でこっちは１．２％。すみません、ちょっと数字を勘違いしていました。１．２％の改定率だと１万円引き上がるということですね。

【労務厚生課長】 はい。

【中野会長】 分かりました。ありがとうございます。ほかに御質問等ございますでしょうか。

どうぞ。

【横溝委員】 ２点ありまして、政務調査費改め政務活動費ということなんですが、つまらないことなんですが、なぜ名称変更したのかということと、先程、奇特な方もいらっしゃるんですねというお言葉が出たんですが、これ、やっぱりもらっちゃうと使い切っちゃいますよね、普通。もらったものは使っちゃえという。やはり、「余りました、返還いたします、返納いたします」というのはなかなかハードルが高いような気がいたします。財政を考えれば返還してもらったほうが良いに決まっているんだけど、この辺りって、全て議員の方々の良心というか、それに頼っているのでしょうか。それとも、不文律でも何でも内規のようなものがあって、コンプライアンスじゃないんだけど、「あまり使うべきじゃないんだよね」みたいな、そういう一般的な了解事項があるんでしょうか。結局いつも同じ質問をさせていただいている記憶なんですが、政務調査費にしても政務活動費にしても、どうも我々市民からするとブラックボックスですね。もらった者勝ちじゃないかというような印象が強いので、もうちょっと御説明いただけるとありがたいかなと。

もう１点は、先ほど市長さんから、人勸ですかね、３０年ぶりにアップということで、影響額３３億円というお言葉がありました。となると、今回、特別職についても上げるというのがきつと前提というか、そうなんだろうなという気がするんですね。となると、どれぐらい上げるかとか、それは人事院勧告から影響を受けたり、各都市の状況から影響を受けたりということになるかと思うんです。質問をまとめますと、上げるということが暗黙の了解ですよということと、となると、あとはアップ率で、そのアップ率については人事院勧告やら他都市の状況からの影響を受けるんですよという、以上、質問でございます。

【議会局庶務課担当課長】 それでは、前段の政務活動費の件につきまして、まず御説明をさせていただきます。政務調査費が政務活動費に名称変更した経過でございますが、

平成24年の第180回通常国会におきまして、総務委員会で検討されておりました修正案が提出されております。こちらが、もともとの政務調査費の名称と交付の目的につきまして、調査研究その他の活動に資するためとの内容、こちらは範囲の拡大に当たるかと思うんですが、この「その他の活動に資するため」というところを加えた形での修正案が提出されておまして、それに基づいて議決がなされております。衆院本会議、参院本会議で可決されて、平成24年9月に公布されまして、平成25年3月1日から施行されたという経過でございます。

もう一つの御質問の利用に関する内容でございますが、特段使用に関して制限ということとは明文等規定はございませんが、利用に当たっては、条例、施行規則、また先ほど御説明いたしました運用指針に基づき適正な使用をしていただくように、私ども事務局でも確認をしておまして、内容としまして、政務活動に当たるものでないと思われるようなものがあつた場合には、例えば、後援会活動ですとか政党活動ですとか、そのようなものが含まれるようなことがあつた場合には、それぞれ議員さんのほうから按分という形で、金額の2分の1だったり3分の1だったり、その要素によって按分をしていただいている状況でございまして、適正な使用をしていただいていると認識しています。

以上でございます。

【議会局総務部長】 1点補足というか、資料の44ページを見ていただきますと、先ほどの説明と重複するかもしれませんが、政務活動費の概要を書いておまして、ここに支出基準を抜粋しておりますけれども、何でもかんでも使えるということではなくて、当然のごとく支出基準を明確に定め、支出に当たっては担当課長も申したように、議員としての活動は多岐にわたるものですから、その部分について按分で積算をしております。また、支出内容は厳密に確認はさせていただいています。

以上です。

【議会局庶務課長】 さらに、もう1点補足させていただきます。政務活動費が市民の方からどのように使われているのか分かりにくいというのは、恐らくそういう感覚を持たれていることは多くあるかと思いますが、制度といたしましては、川崎市議会におきましては、領収書の公開をしているのはもちろんなんですが、それに対して支出伝票と申しまして、使いました議員ですとか会派がどういった意図でそのお金を使ったのかという伝票を一つ一つにつけておまして、これは全て御覧いただけることになっておりますので、決してこれで十分であると認識しているわけではございませんけれども、引き続

きブラックボックスにならないように、その内容も市民の方に御判断いただけるようなものを提供していくことについては、引き続き続けていきたいと考えております。

以上でございます。

【中野会長】 ありがとうございました。

【労務厚生課長】 もう一つの御質問でございますけれども、冒頭市長からお話のあったとおり、一般職に関しては、川崎市においても30年来の大幅な引上げということで、今月の7日に人事委員会から勧告を受けたところでございまして、こちらの諸経費も約33億円かかるというところでございます。この傾向についてはほかの都市も同様でございまして、大幅な改定の形になっている、勧告を受けているところでございます。こちらについては、基本的には一般職の状況でございますので、一般職についてはおおむねその傾向かなと思っております。

ただ特別職に関しましては、冒頭資料の5ページでも御説明させていただきましたが、そもそも給与の性質自体が少し違うというところがまず1点ございますということと、あと、この間プラスの改定がありましたけど、先ほども御質問があったとおり、管理職を含めて上位の号給については、それほどまだ引上げがされてきてないという現状もございます。ですので、この辺を少し見ながらになってくるかと思うんですが、一般職の給与改定についても、今後組合との協議等、団体交渉を経まして、次回の審議会においては、その勧告を受けた取扱いの方向性がお示しできると思いますので、その辺で局長級もどういった状況になってくるのか、また、ほかの都市も一般職は上がっているんですが、特別職について、同じように審議会等を開催している都市もございますので、その辺の動向を少し、その状況を皆様にも御提示しながら、また御議論いただければと思っております。

以上でございます。

【中野会長】 ありがとうございました。

【横溝委員】 ということは、一般職同様にと必ずしも考えないで、特別職は特別職の基準でという発想でよい……。

【労務厚生課長】 そのとおりでよろしいかと思います。

【横溝委員】 ありがとうございます。

【堤委員】 川崎信用金庫の堤でございます。今議論された部分で、逆な視点から質問なんですけれども、5ページに書いてあるとおり、一般職の給与については生活給的な部分が多くて、特別職については、いわゆる職務給と言った、その仕事に対しての報酬だと

いう区分けをしているんだろうと思うんですけども、逆な視点からというのは、川崎市が他都市と比べて人口がいまだに増えていて、いわゆる都市としての規模がどんどん、どんどん膨らんでいく中で、例えば住居の問題だとか交通インフラだとか考えなければいけないことがいろいろ出てきている、そういう街であるというところを考慮すれば特別職がやらなければいけない仕事って恐らく、ここ何十年で膨らんできていると思いますが、そういう視点から、職務給すなわち職務に対する対価を上げたことは過去あるんでしょうか。

【労務厚生課長】 確認しますので、ちょっとお待ちください。答申の内容については、9ページ、10ページにお示しはしているところなんですけれども、近年については少なくとも、資料で言いますと23ページのところの一般職の動向を一番重んじる形で答申がなされてきたという経緯がございますが、平成19年より以前、答申自体にはそういったところは今読み取れないんですけれども、ただおっしゃったとおり、人口の規模であるとか、そういう課題ですとか、そういったことで報酬の額は一つの判断要素でもございますので、単純に一般職の動向だけではなくて、委員のおっしゃったようなことも踏まえて、報酬は決定されるべきものかなと認識しております。

【堤委員】 今、何でその発言をしたかという、一般職を上げたら、その割合と同等で特別職を上げていくというのは、給与の性質上、5ページの観点からいくと必ずしもそうではないという御説明があったんですけれども、私が言った人口規模だとか、そういうので川崎市行政を動かしていくに当たっての仕事量というのが、過去と比べてフラットかという、そうではないと思うんです。しかしながらそれを多分物差しだとか何かで測るのって難しいんだと思うんですよ。だとすると、そうは言ったものの、一般職や何かの方の給与の動向、いわゆるサービスを維持するために一般職の方の生活費を上げなきゃいけないのと同じような形で、どうしても特別職の方もそういうところで見えなければ、なかなか考えるのって難しいのかなということで、単純に、こっちは職務給だから、一般職を上げたからといって上げるということではないよと言い切っちゃうのは、逆のことを押しはかるのは大変なだけに、どうかなと思い、あえてそういう質問をしました。

【中野会長】 ありがとうございます。

【長谷川委員】 川崎市PTAの長谷川です。先ほどの政務活動費の交付状況、45ページなんですけど、令和5年度までの譲与金なんですけど、令和5年5月から上がってしまうというのは何か理由があるんでしょうか。

それと、今回皆さん一律という、市長、議長など1万円という、もし上がるのであれば

一律ということ、これ皆さん、別々になってもよろしいのでしょうか。

【議会局庶務課担当課長】 政務活動費なんですけれども、今上がるとおっしゃったのはパーセンテージのことでございますでしょうか。

【長谷川委員】 はい。

【議会局庶務課担当課長】 令和5年度の5月から3月の、この表で言いますと右の2つでございますけれども、令和5年4月に川崎市議会議員の選挙がございまして、その関係で議員任期が一旦切れて、5月からまた新しい議員任期になっておりまして、その関係で令和5年度の「(4月)」という部分は、4月1か月分だけの支給に対する使用となっております。平成31年度の4月と5月から3月の一番左側のところも若干似た感じのところがあるんですが、1か月の中で使用するというあたりで、返還率にかなり大きな差が出ているのが実情かと存じます。

【長谷川委員】 分かりました。すみません。

【労務厚生課長】 あと、改定の1万円は一律かという御質問でございますが、8ページを御覧いただきますと、過去の報酬の改定状況が記載されております。基本的には改定率を踏まえてやっていますので、逆に皆さん同じ金額で引き上がるというところはあまりなくて、基本的には改定率によって少し傾斜ができてくるというものでございます。

【長谷川委員】 ありがとうございます。

【中野会長】 どうぞ。

【石山委員】 商工会議所の石山でございます。話を行ったり来たりさせて申し訳ないんですけれども、私も特別職の給与の性質が違いますというお話は、それはそれとして理解をするんですけれども、ただ今日いろいろと御紹介をいただいた話を聞いていると、比較的、特別職の皆さんの活動量に対する説明が、議会がどのくらいあってとか、そういった説明は中にございましたけれども、一方で堤委員から先ほどあったように、川崎市特有の状況をどういう形で見ていくのかというような状況とか、あと各特別職の皆さんのパフォーマンスに対する指標みたいなものは今回は出てこなかったんですけれども、そういうのってなかなか、そもそもあるのかないのかもよく分からないんですけれども、民間にいくと、どうしてもそういったところって避けて通れないところではあるんですけれども、特別職の皆さんに対するパフォーマンスだったり、ある種、川崎市の特殊性みたいなものを反映させるデータだったり説明みたいなものは具体的には何かないのかな、そういうのを示していただくことができないのかなという質問でございます。あまりいい回答は期待

してないんですけども。かなり難しいんだろうと思っていますけれども。

【労務厚生課長】 ありがとうございます。おっしゃるとおり、なかなか示すのは難しいのかなと率直に思っております。もしお示しできるとすると、例えば総合計画の進捗の状況ですとか、そういったところの状況の御提示かなと今少し思ったんですが、パフォーマンス的にこういう結果があったというのは、なかなかそういうのをお示しするのは難しいかなと思います。

【石山委員】 兵庫県知事が、自分が98%公約を達成していますと言っていましたけれども、そういった市長の公約に対する達成度合いみたいなものとか、そういったものというのはあつたりするんですか。

【労務厚生課長】 そういったものについては、基本的には我々では承知しております。

【石山委員】 分かりました。

【中野会長】 ありがとうございます。御質問、御意見ございますでしょうか。

じゃ、私から。堤委員の話にも関連するんですけども、10ページの答申結果の理由のところ、度々、他都市と比較しても均衡を逸していないという記述がありますけれども、これは人口と報酬のリンクの関連性を言っているわけですね。

【労務厚生課長】 一番大きい部分はおっしゃるとおりだと思います。

【中野会長】 そうすると、例えば14ページの市長さんの報酬を見ますと、下の年額、給料、地域手当、期末手当、川崎市は仙台市よりも少し多いですけども、川崎市は人口150万で仙台市は100万ぐらいですよ、たしか。150万というと神戸市が150万近くだと思うんですけども、神戸市はやっぱり高いですね。この辺のところをどう理解するかということも重要な要素なんですか。

【労務厚生課長】 そうですね。おっしゃるとおりだと思います。

【中野会長】 分かりました。これはほかの特別職にも言えることなんでしょうか、大体。見てみれば分かるんですけども。

【労務厚生課長】 基本的な考え方は市長のみではなくて、ほかの特別職も同様だと思います。

【中野会長】 ほかも同様の傾向があるということ……。

【労務厚生課長】 はい。

【中野会長】 分かりました。ほかに御意見ございますでしょうか。

じゃ、私のほうでもう一回よろしいですか。23ページの一般職の給与改定の状況ですけども、繰り返しのなりますけれども、結局、前回据え置かれたというのは、やはり8級の改定が低かったということが大きかったと思うんですね。その辺のところは、一般職との関連ってどういうふうに考えてやっているのでしょうか。予算が全体があって、一般職をこれだけ上げたから、もう上の8級はそんなに上げられないとか、そういう形でやっているんですかね。何か分からないんですけど。

【労務厚生課長】 基本的には人事委員会から、民間と比較して較差が出てきますので、その較差を一般職のほうで配分して、市内民間と給与の均衡が取れるように改定を行うんですけども、その際、先ほど申し上げたとおり、現状ですと人材の確保の観点から、どうしても初任給層、若手のほうに多く較差を振り向ける必要がある。その結果として、局長級をはじめとする管理職のほうで改定があまり上がってこないというところでございます。

【中野会長】 振り分けるということは、もともと予算がある程度決まっているということなんですかね。

【労務厚生課長】 そうですね。予算といいますか、民間との較差になりますので、今回で言うと2.67%という数字が人事委員会から出ておりますが、それを同じに合わせるということですね。

【中野会長】 人件費自体は増えちゃいますよね、ほっといたら。

【労務厚生課長】 はい。

【中野会長】 やっぱりその辺は、ある程度キャップみたいなものがあるということなんですか、予算を策定する段階で。あまり前年度よりも大きく給与費を上げられないとか、人件費を上げられないとか。

【労務厚生課長】 基本的に予算というよりも、公務員の給与に関しましては、市内民間との給与との均衡というところがありますので、人事委員会の勧告を踏まえて決定してくるというところがございますので、予算上も考慮しなくてはいけないところはあるんですが、基本的には民間との比較をした人事委員会の勧告を尊重して決定していくというものでございます。

【中野会長】 分かりました。ほかにいかがでしょうか。

じゃ、また私からよろしいですか。職員の人というのは、一般職のほかに、最近では会計年度任用職員というか、非常勤の方がたくさん働いているんですけど、人数的にどれぐら

い働いていらっしゃるって、給与とかというのはどんな状況なんですか。

【労務厚生課長】 まず、会計年度の数でございまして、こちらは令和6年9月時点でございますが、会計年度任用職員は月額で働いていらっしゃる方と、あと時間額、時間単位で働いている方がおまして、月額で働いている方が9月時点ですと2,278人おります。あと時間単位で働かれている方が1,877人、合計で4,155人というところでございます。

この方たちの最近の給与でございますが、会計年度任用職員については、基本的には一般職の給料表の一定のところを見に行きまして決定しているところでございます。基本的には常勤より勤務時間は短いので、そこから勤務時間案分をして算出するんですが、見に行くと初任給層、若手のところを、おおむねその職によって見に行きます。したがって、ここ近年、先ほどから申し上げており、給与が上がった場合については、若年層の改定が大きくなってございますので、それに連動する形で会計年度についても大幅に給料が上がってございます。それとプラスして今年度から、新たに勤勉手当が、これまで支給されていなかったんですが、民間で言うボーナスの部分で、公務員の場合ですと期末手当と勤勉手当と合わせて期末勤勉手当が民間のボーナスに相当するものなんですが、今までは期末手当しか出ていなかったんですが、勤勉手当も出るようになって、その分も増えているという状況ですので、年収ベースで見ると大幅に増えているという状況でございます。

以上でございます。

【中野会長】 ありがとうございます。一般職の人数ってどれぐらいいるんですか。

【労務厚生課長】 一般職の人数ですが、時点が4月になってしまうんですけれども、人事委員会の勧告のベースですと、企業局も含めて、全庁の職員全てになりますが、1万7,385人というところになります。

【中野会長】 教員も含めて？

【労務厚生課長】 教員も含めてです。

【中野会長】 ありがとうございます。御意見でも結構です。

【堤委員】 報酬額の話とは若干ずれるんですけれども、資料でつけていただいているので伺いたいんですけど、我々事業経営者もそうなんですけど、なるべくいい報酬を出してあげれば職員も喜ぶのでそうはしたいんですけど、言ってしまうと、ない袖は振れないわけです。そういった中で、収入の部分で言うと、御説明にもあったとおり、32ペ

ージのふるさと納税による、いわゆる減収額の多さ、これが歯止めがかかってないというところが一つの大きな要因ということは説明がありましたが、これに対して、もともとのふるさと納税が入ってくるようにする手だてが、ふるさと納税に対する返礼品、そういうものの改定だとか見直しにより、この表にも、直近では寄附受入額が増加していった、その成果が見れる部分が一部あるんですけれども、そうは言ったものの、それ以上に減収額の増加がかなり勝ってしまっていて、これに対して、絶えず毎回そういったものに対して見直しは行っているんだらうと思うんですけれども、直近で何か手だてというか、こういったことをまた考えているみたいなものってあるんですかね、具体的には。

【財政課長】 財政課です。御質問ありがとうございます。まさにおっしゃるとおり、最近の努力でいきますと、ポータルサイトって、例えばふるさと納税というのはふるさとチョイスだとか楽天だとか、さとふるだとかコマーシャルでいっぱいやっているやつですね。もともとふるさとチョイスぐらいしか、そういった手だてでしか川崎市はふるさと納税ができなかったんですけれども、それを楽天だとか、さとふるだとか、どんどんポータルサイトのエントリーを増やすという取組を最近やっています。

あと返礼品のほうも、市内の事業者さんに御協力を仰ぎまして、品数は増やしております。とは申せ、グラフでお示しのとおり、うちは牛を飼っているわけでも魚が取れるわけでもございませんので、やっぱりそういう地場産品が充実しているところ、魅力的な果物だとか、そういったところには負けちゃうという状況です。努力はしております。ありがとうございます。

【中野会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、大体御質問等も出尽くしてまいりましたので、私から要望でございますが、特別職の報酬等の額につきまして、具体的な検討を行う際の参考として、資料の説明の中でもありましたけれども、次回の審議会までに、他都市の特別職の改定状況は非常に重要ですので、そちらの資料が用意できましたらよろしくお願いします。

【労務厚生課長】 御要望のありました資料につきましては、次回の審議会までにまとめて提示させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【中野会長】 ありがとうございます。それでは、これまでに出示された意見なども踏まえながら、市長から諮問のございました特別職の報酬等につきまして、具体的に議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給与額につきまして、現時点、各委員の皆様の御意見等がございましたら伺ってまいりたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

どうぞ。

【横溝委員】 先ほどさせていただいた質問ともかぶるんですが、一般職が上がって、30年ぶりですか、それで特別職は上げないというわけにいかないんじゃないかなという気がするんですよね。もちろん基準は違えど。ただ、上げ率は、先ほど会長がおっしゃったように、他都市の状況を踏まえて適正なアップ率にするというような方向でよろしいのではないかと。先ほど、堤和也委員もおっしゃっていたけれども、やっぱり人口も増えているし、仕事の重さも増えていると思うんですよね、特別職の皆さん。なので、上げないというわけにはいかないだろうけど、それでもやっぱり一般職とは違うんだから、先ほどの繰り返しになるけれども、他都市の動向も踏まえて率を我々が審査するという、そういう方向、方針でよろしいのではないかと思います。

以上です。

【中野会長】 ありがとうございます。順番に御意見を伺ってもよろしいでしょうか。

【堤委員】 先ほどお話ししたとおり、給与と報酬の線引きというか、意味合いが一般職と違うというお話でしたけれども、今お話しいただいたとおり、さはさりながらも、いろいろな部分を考慮した上で、アップすること自体は、今の時勢にならって、むしろそうしたほうがいい、そうすべきじゃないのかなと私は思っているんで、そのために適正な水準がどうなのかというのを、会長がお話ししたとおり、また資料を頂いて、その上で判断したいと思っています。

以上です。

【中野会長】 ありがとうございます。

【長谷川委員】 私もアップは仕方ないと思うんですけど、先ほどちょっと出たふるさと納税制度、要はどうしたら寄附が入ってくるか、どうしたら減収額を抑えられるかというそういう努力もぜひやっていただきたいと思います。と思っています。

以上です。

【中野会長】 ありがとうございます。

【柳沢委員】 私は市の商店連合会の会長をやっているんですけども、商店街は、給与のこういうのに関しては程遠いんですよね。というのは、商店というのは売上げがあってこそ報酬なんですよ。売上げがないと全然報酬はない。例えば、ここのところのコロナで随分商店がやめたりしております、本当に苦戦しております。まだまだ商店が、大分お客さんが戻ってきたとはいえ、コロナ前には本当に戻ってきていません。というのは、

飲食なんかは2次会、3次会が全くない状態になってきましたので、大体1次会で終わる、終わって後、家庭に皆さんお帰りになる。そうすると、2次会、3次会のもうけが全然浮いてこないもので、今大分苦戦している飲食店が多いことは事実です。

ですから、必然的に対価、報酬も定まらないし、国で定めたゼロゼロ融資の返済も大分来ているところもあるんですけど、それも返済できなくなって、結局は商売をやめちゃうという、そういう感じになってきたんですけれども、このところ、賃上げだとかそういうので大分上向いてきたので、飲食なんかも少しずつは元どおりになってきてはいるのではと思っておりますけれども、これからは、いわゆる賃上げで、幾らかでも我々商人のほうに回ってくればすごくうれしいなと、こんなふうに思っております。

それとふるさと納税、実は正直言って、私も時々やっています。というのは、やっぱり地方には結構魅力ある返礼品が多いんですよ。正直言って、川崎にはないんですよ、返礼品が。というのは、我々商店街、三千何百店舗あるのに、行政のほうから、ふるさと納税の返礼品についての、こういう品物がないかという問合せが全然ないんですよ。ですから我々、月に一遍、支部長会議って各地区の11の商連があるんですけれども、11の商連から各支部長さんが代表して出てきて、いつも話し合っているんですけれども、行政から、何かこういういい品物がないかというような御相談が一言もないんですよ、残念ながら。もしあれば、うちのほうでも各職種がかなりございますので、御相談いただければ、我々も一緒に考えて、年々、いわゆるふるさと納税、税金が取られていますので、相談に乗りたいなと、そんなふうに思っておりますので、お互いにいいことだと思いますので、ぜひ話しかけていただければと思っています。そんなことです。

【中野会長】 ありがとうございます。

【渡部委員】 渡部です。給与の性格、性質上はよく理解できますけれども、やはり世の中、賃上げの流れというか、ムードになっていますし、物価高は一般職であろうが局長級であろうが、その影響は全く同じでありますし、この改定の経過を見てみますと、局長さんは5年改定がない。そういうことからしますと、ここはやはり上げる基調なんだろうなと、このように思います。ただ水準だけは、先ほど来出ておりますように、他都市の水準比較等々も参考にしながらということになります。ただ、議員さんの水準、市長も副市長も含めると、大都市人口比からするとそんな高いわけじゃない、大体中間ぐらいという状況でありますので、上げてもしんない問題ないんだろうなと思います。

以上であります。

【中野会長】 ありがとうございました。

【岩崎委員】 川崎市地域女性連合協議会の岩崎と申します。この審議会に昨年までは会長が参加していらっしゃったんですが、御高齢もありまして、私、初めて参加したんですけれども、主婦として一番感じるのは、この１０月からはかなり物価が上がっているなということを実感いたします。ですので、やはり報酬を上げるというのは特別職においても仕方がないのではないかと考えております。人口が増えているというのは存じておりますが、人口が増えているイコール税収が上がっているのかどうかというのがちょっと分からないんですが、確かにふるさと納税というのは、私の周りで聞きますと、皆さんしていらっしゃるんですね。私は５歳から川崎市に住んでおりますので、ふるさとが川崎だと思っておりますので、生活に関わることを税金に使っていただくなれば川崎に納税するのが当たり前だと思っていたので、川崎はふるさとを持っている方が多いわけですね。そういう方がふるさとに限らず、返礼品を求めてやっているということはびっくりいたしました。やはり税金というのはそういうものに使わないで、生活を充実させるために使ってほしいなと考えておりますので、ふるさと納税の意味をもう少し考えるような機会を持っていただけたらいいんじゃないかなと最近考えております。

今、本当に物価が上がっているのを実感いたしますので、１０３万円というのが大分据え置かれているというのがびっくりいたしまして、昇給するのにはいいのではないかと私は思っております。

以上です。

【中野会長】 どうもありがとうございます。

【石山委員】 石山でございます。特別職の報酬のアップについては妥当だと思いますので、あとは報酬の水準の問題だと思っておりますけれども、ただ、長期的に見ると、これから物価が少し上がっていくフェーズに入っていくことになると思いますので、そこまでの議論は今回の中ではないんだと思いますけれども、ある程度そこまで覚悟しながらの対応が必要なのかなと思っています。

【中野会長】 ありがとうございます。

【石川委員】 川崎市全町連の石川です。お世話になります。いろいろお話を拝聴しまして非常に勉強になりましたが、もともと、２ページ、３ページの条例を含めて日付を見ると、条例が決まった、昭和２３年とか４３年とか書いてあって、この辺を含めて、基本的な部分って、いつか時間があつたら見直していかないと、これに対して幾らというのも

いかなものか。プラスアルファということで、消費者物価を含めての指数と現状を鑑みてプラスにするんでしょうけど、やはりまず基本的なベース、これは随分古いので見直していただいて、新たな評価システムを含めたお話もありましたけど、そういった観点からもう一度360度見ていただいて、その辺から鑑みていく手もあるんじゃないかなと思いました。

それから、特別職を上げていくというのはもちろん、5年間据置きというのはいかなものかと。ふるさと納税のいろんな、バスのことも書いてありましたけど、誰が買うかわかりませんが、それも含めて言うと、いろんな手だてもしていることの評価は5年間何もしていなかったって、これ、いかなものかと思うんです。ですから、それを含めて、一般職、もちろん魅力ある市の職員ということで給与も上げなきゃいけないでしょうけど、やはり特別職においても、職能給という考えで言うと、現状の人口の問題とか含めて諸問題、陳情の数も増えているということもありますので、そういった作業過多になっている部分も踏まえて思えば、上昇もあってしかるべきと思います。

以上です。

【中野会長】 ありがとうございます。委員の皆様の御意見といたしましては、引上げの方向という御意見が多かったように思います。ただ、今日の時点では、今年度の一般職の月例給については、人事院勧告は出ているものの、最終的な改定状況はまだ確定しておりませんので、本日の審議につきましてはこの程度で一旦終了といたしまして、次回引き続き、最終的な改定結果を踏まえて審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、限られた時間の中ではございましたが、各委員の御意見について共有することができたと思いますので、本日の審議につきましては、これをもちまして終了にしたいと思います。

次回の審議会におきましては、本日、各委員からいただいた御意見、他都市の特別職の改定状況等を踏まえまして、ある程度方向性を絞っていきたいと思います。その際、今後の議論を進める上で、論点やポイントを整理して次回の資料としたいのですが、事務局のほうで作成をお願いしてもよろしいでしょうか。改定状況などですね。

【労務厚生課長】 かしこまりました。次回の審議会までに資料を整理しまして、御提示させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【中野会長】 よろしく申し上げます。次回の審議会では初めに、資料作成の要望がご

ございました件につきまして事務局から説明を受け、その後、本審議会としてのさらなる検討を行ってまいりたいと思います。

それでは、最後に、次回、第2回審議会の日程の確認をさせていただきたいと思います。次回の日程について、事務局からよろしくお願いします。

【労務厚生課長】 次回の日程につきまして、会議の冒頭にも御覧いただきました資料にもございますとおり、事務局よりあらかじめ委員の皆様方に、11月12日火曜日、午後3時からということで調整させていただいておりますが、よろしいでしょうか。また、会場につきましては、この会議室とは別の会議室を予定してございまして、本日とは別の庁舎でございます第3庁舎の15階会議室を予定してございます。案内図を含めまして、正式な開催通知については後日送らせていただきます。よろしくお願いいたします。

【中野会長】 それでは、次回の審議会は11月12日の火曜日、午後3時からとさせていただきます。なお、詳細につきましては、別途、事務局から各委員に連絡をしていただきたいと思います。

それでは、次回の日程の確認も終了いたしましたので、本日の審議会につきましては、これで閉会したいと思います。事務局からほかに連絡事項はございますでしょうか。

【労務厚生課長】 特にございません。よろしくお願いいたします。

【中野会長】 それでは、これをもちまして本日の審議会は閉会としたいと思います。進行が悪くて申し訳ございませんでした。皆さん、お疲れさまでした。

— 了 —